関門西山区	西山区の係留施設（福浦湾の係留施設を除く。）に向かって航行する。	N
	西山区の福浦湾の係留施設に向かって航行する。	ＮＦ
関門小倉区	高浜船だまり、砂津兼松油槽小倉油層所オイル・ＬＰＧ共用桟橋又はオイル専用桟橋に向かって航行する。	ＫＡ
	砂津泊地又は紫川泊地の係留施設に向かって航行する。	ＫＳ
	日明泊地又は日明北泊地の係留施設に向かって航行する。	ＫＨ
	堺川廃棄物積出桟橋から堺川九州電力桟橋に至る間の係留施設又は若松区第５区九州化学工業岸壁から新日鉄化学戸畑１号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	Ｒ
	堺川新日鉄化学桟橋又は若松区第５区新日鉄化学製品払出岸壁から堺川公共岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	ＲＳ
関門若松区	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店桟橋、江川汚泥桟橋、堀川公共岸壁又は三菱マテリアル岸壁に向かって航行する。	ＹＯ
	第１区の三菱化成重油桟橋から三菱化成合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。	ＹＲ
	第１区の二島公共岸壁又は三菱化成コークス１号桟橋から三菱化成硝酸１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。	ＹＫ
	第１区の黒崎小野田セメント岸壁、黒崎公共岸壁又は黒崎泊地内の係留施設に向かって航行する。	ＹＤ
	第１区の若松高架鉄道桟橋、西八幡鉄くず岸壁、妙見泊地内の係留施設又は第２区の洞岡北岸壁に向かって航行する。	ＹＢ
	第２区の八幡泊地内の係留施設（旭硝子岸壁を除く。）に向かって航行する。	Ｙ
	第２区の旭硝子岸壁に向かって航行する。	ＹＥ
	第２区の岬山岸壁又は第３区の係留施設に向かって航行する。	ＹＷ
	第４区の製鉄戸畑内浦１号から５号岸壁、川代岸壁、戸畑商港岸壁又は戸畑漁港岸壁に向かって航行する。	ＹＮ
	第４区の日華油脂岸壁、日立金属岸壁、東海鋼業岸壁又は北湊泊地内の係留施設に向かって航行する。	ＹＸ
	第４区の安瀬南泊地内の係留施設、第５区の響灘係船ドルフィン、響灘公共岸壁、響コールセンター岸壁、戸畑共同火力重油ドルフィン又は第５区内の錨地に向かって航行する。	ＹＨ
	第５区の製鉄戸畑泊地内又は焼結船だまりの係船施設に向かって航行する。	Ｚ
	第６区の安瀬泊地内の係留施設又は錨地に向かって航行する。	Ａ
関門六連島区	大東タンクターミナル株式会社六連油槽所の係留施設に向かって航行する。	ＪＢ
	新港ふ頭多目的国際ターミナルの係留施設に向かって航行する。	ＪＣ
関門長府区	長府区の係留施設に向かって航行する。	Ｃ
博多	第１区の東浜ふ頭４岸から須崎ふ頭４岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。	Ｃ
	第１区箱崎ふ頭から東浜ふ頭５岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。	Ｐ
	第１区須崎ふ頭北護岸から西公園下防波堤に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。	Ｓ
	北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過し、第１区の係留施設に向かって航行する。	Ｅ１
	第２区の係留施設に向かって航行する。	Ｅ２
長崎	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。	Ｆ
	第１区東側の係留施設に向かって航行する。	１Ｅ
	第１区西側の係留施設に向かって航行する。	１Ｗ
	第１区の係船浮標に向かって航行する。	１Ｂ
	第２区東側の係留施設に向かって航行する。	２Ｅ
	第２区西側の係留施設に向かって航行する。	２Ｗ
	第３区北側又は第５区の係留施設に向かって航行する。	３Ｎ
	第３区東側、第４区小ケ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。	３Ｅ
	第４区九州スチールセンターからナカタマックコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。	４Ｅ
	第４区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。	４Ｗ
那覇	那覇ふ頭又は那覇軍港の係留施設に向かって航行する。	Ｎ
	泊ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｔ
	新港ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｓ
	浦添ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｕ

別表第三　出発港又は通過港での進路を示す記号

⑴　次の表の左欄を出発港又は通過港とし、同表の中欄に掲げる進路にしたがって同港を航行する場合における出発港又は通過港での進路を示す記号は、「／」と同表の右欄に掲げる進路を示す記号とを組み合わせたものとし、別表第一による仕向港を示す記号（別表第二による仕向港での進路を示す記号がある場合にあっては、当該仕向港での進路を示す記号）の後に付するものとする。

⑵　たとえば、釧路港を仕向港とし、釧路港では東区第１区の係留施設に向かって航行する場合であって、途中、関門港を東口に向かって航行し、関門港を通過する場合は、「＞ＪＰ　ＫＵＨ　１／Ｅ」となる。

港　名	出発港又は通過港での進路	進路を示す記号
関門	東口に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。	Ｅ
	西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。	ＷＭ
	西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。	ＷＳ
	西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。	ＷＡ

附　則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。